

第 1 章 指定 N P O 法人制度の概要

1 控除対象特定非営利活動法人（以下、「指定NPO法人」という。）制度の概要

社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人の役割が重要となってきていますが、一方で、特定非営利活動法人の多くは資金不足により活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況にあります。

国においては、市民や企業からの特定非営利活動法人への寄附を促し、特定非営利活動法人の活動を支援するための税制上の仕組みとして、平成13年に認定特定非営利活動法人制度が創設されたところですが、認定の要件が厳しかったことなどから、要件の緩和など数次にわたる制度改正を経て、平成24年度からは認定事務を都道府県等に移管するとともに、地方自治体の条例の個別指定による個人住民税の寄附金控除制度が創設されました。これにより、地域で活動する特定非営利活動法人を地域自らが支援する仕組みとして、個別に指定した特定非営利活動法人への寄附金を税制面で優遇することができるようになったことから、網走市としては、地域で活動する特定非営利活動法人への市民の寄附を促し、その活動を一層支援していくため、「網走市控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱」（以下、「要綱」という。）を平成27年7月に定めました。

（1）指定NPO法人とは

指定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、要綱等に定めた基準に適合したものとして、網走市税条例による指定を受けたNPO法人をいいます（要綱2②）。

（2）指定NPO法人になることによるメリット

① 個人寄附者に対する税制上の措置

個人が指定NPO法人に対し、その指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、個人市民税において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法314の7①四）。

② 認定NPO法人の認定要件の一部に適合

指定NPO法人は、認定NPO法人の認定要件のうちパブリックサポートテスト要件（PST要件）に適合することとなります。（法45①一ハ）。

（3）指定の要件

指定NPO法人になるためには、次の要件に適合する必要があります（要綱4）。

① 公益性要件に適合すること。（ア～オのいずれかに適合、かつ、カに適合）

ア 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が20分の1以上

イ 3,000円以上の寄附者が年平均25人以上

ウ 市内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ 50 人以上、かつ実従事者が 10 人以上

エ 市民を対象とした催物開催数が年 2 回以上、かつ参加者が延べ 50 人以上

オ 道条例により指定されている法人

カ 市内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年 1 回以上

② 基本的要件に適合すること。(ア～クの全てに適合)

ア 市内に主たる事務所がある N P O 法人

イ 事業活動において、共益的活動の占める割合が 50%未満

ウ 運営組織及び経理が適正

エ 事業活動の内容が適切

オ 情報公開が適切

カ 事業報告書等の提出

キ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない

ク 設立の日から 1 年を超える期間が経過している

(注) 上記①②の基準を満たしていても、欠格事由(要綱 6)に該当する N P O 法人は、指定を受けることはできません。

(4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する N P O 法人は指定を受けることができません(要綱 6)。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 指定の取消し(要綱第 20 条第 1 項第 1 号、第 4 号～第 6 号、第 9 号に該当したことにより取り消されたものを除く。②において同じ。)を受けた法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ N P O 法、暴力団員不当行為防止法若しくは暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- ② 指定の取消しを受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 指定の有効期間等

指定の有効期間は、市の条例により指定された翌月の初日から起算して5年となります（要綱9①）。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（要綱9②）。